

議案第130号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 救助工作車Ⅱ型 1台
- 2 取得先 さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号小峰ビル5階
帝商株式会社埼玉営業所
営業所長 伊藤 昌弘
- 3 取得価格 158,290,000円
- 4 取得理由 救助現場における救助活動に充てるため。